

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）					
地区名	しんたつたわじゅう 新立田輪中地区					
事業箇所	愛西市森川町 外					
事業のあらまし	<p>本地区は愛西市の西部に位置し、地区西側は一級河川木曾川、東側は木曾川用水の海部幹線水路に囲まれたゼロメートル地帯である。地区内では都市近郊の立地を生かしながら、水稻を中心に、トマト、れんこん等の野菜栽培が行われている。地区内 1987ha の排水は、昭和 54 年～平成 6 年にかけて県営たん水防除事業により立田排水機場、立田輪中第 2 排水機場が設置され、木曾川へ排水されている。しかし、近年の流域内開発に伴い流出量が増大するとともに、既設排水機場は設置から 30 年以上が経過し排水能力の低下がみられ、湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、本事業により排水機場を更新することで地域の湛水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。 （基準雨量：341.0mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	96.9 億円		■工事費 85.6 億円、■用補費 0.6 億円、■その他 10.7 億円			
事業期間	採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 31 年度	完成予定年度	平成 43 年度
事業内容	<p>排水機場 2 箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立田輪中第 3 排水機場（φ1,800×3 台 φ1,500×1 台）</li> <li>立田輪中第 4 排水機場（φ1,200×2 台）</li> </ul> <p>送水路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送水路 1,300m</li> </ul>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は1,987haの流域をもつ低平地であり、地区内の排水は既設の立田排水機場、立田輪中第 2 排水機場により木曾川へ排水されている。しかし、近年の都市化の進展に伴い流出量が増大するとともに、施設の能力低下により農地・農業施設・公共施設等に多大な湛水被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、早急に本施設の更新を行い、これらの被害を防止する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>降雨時における排水を農業用排水機場に依存する地域であり、機能低下した排水機場を速やかに更新し、排水能力を向上する必要がある。</p>			

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年：H29)	備考
費用 (億円)	事業費	50.2	
	その他費用(注)	137.5	
	合計(C)	187.7	
効果 (億円)	作物生産効果	145.8	
	維持管理費節減効果	△ 6.6	
	災害防止効果(農業関係資産)	145.8	
	災害防止効果(一般資産)	290.1	
	災害防止効果(公共資産)	6.5	
	合計(B)	581.6	
	(参考)算定要因		
水稲作付面積(ha)	487.5		
畑作付面積(ha)	344.9		
その他	424.0		
費用対効果分析結果(B/C)		3.09	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したものの。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(幹線排水路)

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

※評価期間：54年(当該事業の工事期間14年+40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

**A**

A：十分な事業効果が期待できる。  
B：十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

1) 事業計画

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	
工種 区分	調査・設計	←→														
	用地補償	←→	←→													
	工事(第4排水機場)	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→								
	・機場工	←→	←→					←→								
	・建屋工			←→												
	・機械工				←→	←→										
	調査・設計	←→							←→							
	用地補償	←→	←→													
	工事(送水路)	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→								
	・水路工	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→								
	調査・設計								←→	←→						
	用地補償									←→	←→					
	工事(第3排水機場)									←→	←→	←→	←→	←→	←→	
	・機場工									←→	←→	←→	←→	←→	←→	
	・建屋工										←→	←→	←→	←→	←→	
	・機械工											←→	←→	←→	←→	
・撤去工													←→	←→		
事業費(億円)		20.7							76.2							

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

	3) 環境への影響	自然環境等に著しい悪影響を及ぼさないよう、魚類の工事区域外への一時移動や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。	
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 事業計画に無理がなく、地元の合意形成が図られており実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	地区内の排水を本機場が担っており、施設の更新は必要不可欠である。また、現在の位置により大きな機場を建設するには、長大な既設水路の断面拡幅が必要となるため、上・下流部に分割して排水機場を建設する計画と経済比較を行った。その結果、機場を分割する現計画が経済的となり、最も妥当な計画である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
	【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。		
<b>III 対応方針（案）</b>			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
<b>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 <b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b> — <b>【主な評価内容】</b> 本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。			
<b>V 事業評価監視委員会の意見</b>			
新立田輪中地区の対応方針（案）〔事業実施〕を了承する。			
<b>VI 対応方針</b>			
事業実施			